

# 山口県報

平成22年  
3月31日  
(水曜日)

## 目 次

- 規則
- 山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則（人事課）……………一
  - 山口県予算規則の一部を改正する規則（財政課）……………三
  - 政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則（秘書課）……………四
  - 山口県観光審議会規則の一部を改正する規則（観光交流課）……………四



山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第十八号

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則

山口県職員被服等貸与規則（昭和四十六年山口県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の3の項中

作業 ぐ っ	3年	を	作業 ぐ っ	3年
作業 ぐ っ	3年			

「自動車税又得税は自動車税の課税するものに従事するもの」

作業服(上)	3年	
--------	----	--

に改め、同表4の項中  
を削り、同表7の項中「地域振興部国際課」を「地域振興部観光交流同国際課」に改め、同表8の項を次のように改める。

8 山口きらら博記念公園管理事務所勤務する職員	公園施設等の維持管理業務に従事するもの	作業服(上)(冬用) “(〃)(夏用) “(下)(冬用) “(〃)(夏用) 防寒衣 作業服(上)	3年 3年 3年 3年 4年 2年 3年	
	その他の職員(他の項の被服等貸与を除外)	作業服(上)	3年	

別表第一の13の項を次のように改める。

13 健康福祉部薬務課に勤務する職員で毒物、劇物、麻薬、製薬又は温泉に使用する立入検査の業務に従事するもの	作業服(上) 安全 ぐ っ	3年 3年	毒物又は劇物に関する立入検査業務に従事する職員に限る。
---	------------------	----------	-----------------------------

別表第一の15の項中

“(〃)(夏用) 防寒衣	3年 4年	を
--------------	----------	---

「改め、同表20の項から22の項まで

“(〃)(夏用) 防寒衣	3年 4年	環境衛生又は薬事に係る立入検査業務に従事する職員に限る。
--------------	----------	------------------------------

を次のように定める。

20	山口県育成学校に勤務する職員又は児童生活支援専門員であるもの職にあるもの	トレーニン(上) ケウエテ " (下)	2年 2年	
21	山口県身体障害者福祉センターに勤務する職員で指導業務に従事するもの	作業服(上)(冬用) " (夏用) " (下)(冬用) " (夏用)	3年 3年 3年 3年	
22	山口県このみ園に勤務する職員で児童の生活指導業務に従事するもの又は保健師若しくは看護師の職にあるもの	トレーニン(上) ケウエテ " (下)	2年 2年	

作業服 | 1年 | 作業服

「作業服(上) 3年  
" (下) 3年」  
作業服(上) 3年  
「作業服(上) 3年」  
「改め、回表27の項中

「白 衣 2年  
作業服(上)(冬用) 3年」  
「作業服(上)(冬用) 3年」  
「改め、回表27の3の

項及び28の項を次のように定める。

27	農林水産部畜産の産担興課に勤務する職員	飼料についての業務にに従事するもの	作業服(上)(冬用) " (夏用) " (下)(冬用) " (夏用)	3年 3年 3年 3年	
28	畜産に関する業務に従事するもの	作業服(上) " (下)	3年 3年		

28	農林水産部森林企画課に勤務する職員で森林計画、林業普及又は林業構造改善に関する業務に従事するもの	作業服(上) " (下) 作業服	3年 3年 3年	
----	--	------------------------	----------------	--

作業服(上) 2年  
作業服(上) 3年

28	農林水産部全国植樹祭推進の推進に勤務する職員で施設整備に関する業務に従事するもの	作業服(上) " (下) 作業服	3年 3年 3年	
----	--	------------------------	----------------	--

作業服(上) 2年  
作業服(上) 3年

「作業服(上) 3年」  
「改め、回表30の項中  
「作業服(上) 3年」  
「改め、回表30の4の

「" (下) 3年  
作業服(上) 2年」  
「" (下) 3年」  
「改め、回表30の4の

「" (下) 3年  
防 寒 衣 4年」  
「専ら森林及び林業に関する屋外業務に従事する職員に限る。」

「" (下) 3年」  
「改め、回表46の項中

作業服 (上)	3年	作業服(上)(冬用)	3年
” (下)	3年	” (”)(夏用)	3年
		” (下)(冬用)	3年
		” (”)(夏用)	3年

に改め、同表中46の2

の項を46の6の項より46の項の次に次のように加える。

46の2	土木建設部道路整備課、道路建設課、砂防課又は河川課に勤務する職員の復旧工事又は災害の復旧に関する現地調査の業務に従事するもの	作業服 (上)	3年	
------	--	---------	----	--

別表第一の47の項の前に次のように加える。

46の4	土木建設部砂防課に勤務する職員で砂防指定地又は砂防工事の防止に関する業務に従事するもの	作業服 (上)	3年	
------	---	---------	----	--

別表第一の48の項を次のように改める。

48	会計管理局物品管理課に勤務する職員で物品の出入納又は保管の業務に従事するもの	作業服 (上)	3年	
----	--	---------	----	--

別表第一の54の項中

制服 (上)	3年	制服 (下)	3年	保健師の職にある職員に限る。
” (下)	3年			

を

作業服 (上)	3年	保健師の職にある職員に限る。
” (下)	3年	

に改め、同表55の項中

に改め、同表64の項を次のように改める。

64	制 除
----	-----

別表第一の70の項中

ストッキング	6月	山口県立こころの医療センターに勤務する職員に限る。
コム長ぐつ	2年	
布 ぐつ	6月	

を

布 ぐつ	6月	山口県立こころの医療センターに勤務する職員に限る。
------	----	---------------------------

に改め、同表71の項を定める。

別表第二中

山口県計量検定所に勤務する職員	保安帽
山口県計量検定所に勤務する職員	保安帽

に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の山口県職員被服等貸与規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により職員に貸与されている被服等は、改正後の山口県職員被服等貸与規則(以下「改正後の規則」という。)の相当規定により貸与されたものとみなす。この場合において、改正前の規則の規定により職員に貸与されていた被服等の貸与期間を改正後の規則の規定により職員に貸与されたものとみなされる被服等の貸与期間に通算する。

山口県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十九号

山口県予算規則の一部を改正する規則

山口県予算規則（昭和三十九年山口県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「31 児童福祉」を「31 児童福祉 32 子育て福祉」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十号

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成七年山口県規則第五百五十七号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

「株式会社等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得」		を
「株式会社等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得 上場株式会社等の配当等に係る配当所得」		に改め

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県観光審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十一号

山口県観光審議会規則の一部を改正する規則

山口県観光審議会規則（昭和四十五年山口県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第九条中「地域振興部観光交流課」を「地域振興部観光交流局観光交流課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。